

土地・建物の無償貸付等、施設使用料の減免、市税の減免の見直しについて

土地・建物の無償貸付等の見直しに係る取扱基準（案）の概要

1 基準策定の目的

- 土地・建物の無償貸付け等については、行政財産使用料徴収条例及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に定められている。
- 条例に規定する対象者の「その他公共団体」「公共的団体、公益団体」及び使用目的の「公用」「公共用」「公益事業」などを明らかにしたうえで、類似内容による減免率に差が生じないよう全庁的な整合を図り、より公平な運用をめざすため、無償貸付等の適用に関しての統一的な基準を作成する。

2 対象者と使用目的の整理と減免率の上限設定

- 行政財産使用料徴収条例第5条第1項第1号及び第2号並びに、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号に規定する具体的な対象者と使用目的を整理する。 . . . **別表1へ**

別表1 条例に規定する対象者と使用目的の整理表

条例の内容		対象者	使用目的
行政財産使用料徴収条例	第5条第1項	<p>【その他公共団体】 法人税法別表第1（公共法人）に掲げる法人 (例) 国立大学法人、土地区画整理組合など</p> <p>【公共的団体、公益団体】 ①地縁による団体（自治会、コミュニティ組織） ②川西市出資法人等の経営への関与を定める条例第2条で定める市の出資法人 ※ただし、株式会社を除く。</p> <p>③法人税法別表第2（公益法人等）に掲げる法人 ※ただし、宗教法人を除く。 (例) 学校法人、社会福祉法人など</p> <p>④特定非営利活動法人（NPO法人）</p>	<p>【公用】 公の事務、事業などの用に供するもの</p> <p>【公共用】 公園や広場など、広く一般の利用に供するもの（広場、自治会館など）</p> <p>【公益事業】 ①「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定する公益目的事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）に使用するもの</p>
	第4条第1項	<p>第1号 「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」</p> <p>⑤法令で地方公共団体の支援が定められている法人など (例) 日本赤十字社</p> <p>⑥その他、法令で設置が規定されている協議会等や、人格のない社団等で③に準ずる活動を行っているとして市長が認める団体など (例) ボランティア団体、障がい者団体など</p>	<p>②社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業又は学校教育法第1条に規定する学校の運営に直接使用するもので事業収入があるもの（福祉サービス、保育所、幼稚園など）</p>

- 対象者と使用目的を整理した区分に応じて、減免率の上限もあわせて設定する。 . . . **別表2へ**

別表2 対象者と使用目的の区分別の減免率の上限基準表

対象者	使用目的	公用	公共用	公益事業	
		無償 (100%)	無償 (100%)	無償 (100%)	50%減免
公共団体	国又は他の地方公共団体 法人税法別表第1（公共法人）に掲げる法人 (例) 国立大学法人、土地区画整理組合など	無償 (100%)	無償 (100%)		
公共的団体 公益団体	①地縁による団体（自治会、コミュニティ組織）	無償 (100%)	無償 (100%)	無償 (100%)	50%減免
	②川西市出資法人等の経営への関与を定める条例第2条で定める市の出資法人 ※ただし、株式会社を除く。				
	③法人税法別表第2（公益法人等）に掲げる法人 ※ただし、宗教法人を除く。 (例) 学校法人、社会福祉法人など				
	④特定非営利活動法人（NPO法人）				
	⑤法令で地方公共団体の支援が定められている法人など (例) 日本赤十字社				
	⑥その他、法令で設置が規定されている協議会等や、人格のない社団等で③に準ずる活動を行っているとして市長が認める団体など (例) ボランティア団体、障がい者団体など				
				無償 (100%)	50%減免

※負担能力がないと認められるものについては、基準表の減免率を超えて減額することができる。ただし、その場合は、決算書などの収入がないことがわかる資料と意見を付したものを公表する。
 ※「使用目的」の公益事業①の判断は、内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」の公益目的事業チェックポイントに従って判断する。
 ※普通財産の貸付において基準表に当てはまらず無償貸付等を行う場合は、地方自治法の規定により議会の議決を得る。

3 基準の適用

- 令和5年4月1日から適用（現時点で継続して貸付け(許可)中の中ものは調整期間として、令和7年度末までは現状維持）
- ただし、契約などで令和8年度以降も無償貸付等を行う規定がある場合は、その期間は現在の貸付料を継続する。
- その他、無償貸付等の期間について相手方と協議が必要な場合は、当初貸付開始日から建物などの耐用年数期間を参考とする。

4 減免の公表

- 減免を実施したものは透明性を確保するために公表する。

施設使用料減免の見直しに係る取扱基準（案）の概要

1 基準策定の目的

- ・減免の目的や考え方について市と団体で共有を図るとともに、減免が適用できる公益的活動の考え方を整理し、より公平な運用をめざすため、施設使用料減免に関しての統一的な基準を作成する。

2 公益的活動を支援するためのアンケート集計結果

(1) 目的	団体の減免に対する考え方の確認と減免制度以外の支援策のニーズを調査するために実施
(2) 調査対象及び回収結果	ア 調査期間：令和4年11月1日～令和4年11月11日 イ 対象団体：169団体（令和3年度に減免を受けた団体） ウ 回収結果：回答数140団体 回収率82.8%
(3) アンケート結果	ア 団体の減免に対する考え方（【設問】減免を受けて行った活動とその成果について） （集計）「成果が市民全体に還元（55.9%）」「成果がわからない（28.7%）」 「成果が主に自団体に還元（総会、自団体の練習など）（15.4%）」の順に多い。 イ 減免制度以外の支援策のニーズ（【設問】市からの支援について） （集計）「公益的活動への補助金（34.3%）」「担い手育成の支援（18.6%）」 「公益的活動のPR支援（18.6%）」の順に多い。 ※公益的活動への補助金の要望では、「研修（18.9%）」「体験会・イベント（17.6%）」 「大会開催経費（12.2%）」の順に多い。 ウ 減免実績の公表（【設問】減免を受けたことの公表について） （集計）「公表してもよい（37.9%）」「公表すべき（27.9%）」 「公表による影響がわからない（25.0%）」の順に多い。

⇒アンケート結果を踏まえ、施設使用料減免に関しての統一的な基準を作成する。

3 基準案

3-1 基本原則

- (1) 減免の適用は、受益と負担の公平性を確保する観点から、特例的な措置として限定的な運用とする。
- (2) 減免の対象とする活動は、広く市民を対象としたものかつ、その便益が市民に還元されるものとする。
※団体や個人の経常的な活動（練習や総会など）は減免対象外とする。
- (3) 個人使用においては、支援・配慮が必要な利用者（障がい者など）について減免する。
- (4) 減免割合は、原則50%とする。（行政利用と同等のものは100%）

3-2 減免の対象とするもの及び減免率

- (1) 不特定多数が無償または実費弁償程度の料金で参加可能なイベントで使用する場合（講演会など）…【50%】
※実費弁償程度…材料費やイベント参加者の保険代など
ア 判断基準
・内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」の公益目的事業チェックポイントに従って判断する。
※想定される事例
・市民を対象として開催される無料の体験会、コンサート、講演会
・寄付を目的に事業を実施する場合は収益全額の寄付を条件とする。（収支を公表）

- (2) 市が実施している市民サービスと同様のサービス提供を行う活動で使用する場合…【100%】
- (3) 災害時（感染症対応を含む）に必要と認められる活動で使用する場合…【100%】
ア 災害時に利用者が被災者の支援を行う事業（炊き出しなど）
イ 災害により所有施設での事業が困難で、代替施設が必要な場合（建物が損傷し使用できない場合など）
- (4) 市が主催または共催する事業で使用する場合…【100%】
- (5) 市からの委託事業で使用する場合（仕様書により行う指定管理者の事業を含む）…【100%】
- (6) 国・地方公共団体などが公用で使用する場合…【100%】
- (7) 自治会、コミュニティ及びコミュニティ構成団体がコミュニティセンターを以下で使用する場合…【100%】
・総会、役員会、理事会などの会議、主催事業（文化祭など）
- (8) 川西市内の学校や保育所などの学校園所行事や課外授業で使用する場合 ※児童・生徒が参加するものに限る
ア 幼児教育・保育の無償化対象の川西市内の幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設など…【100%】
イ 川西市内の高等学校、大学…【50%】
- (9) 障がい者の家族及びその介助者で構成する団体が障がい者支援のために利用する場合…【50%】
・障がい者の「社会経済活動への参加を促進」するための援助として行う。
- (10) 支援・配慮が必要な利用者が個人使用する場合 ※個人使用が可能な施設に限る
ア 障がい者…【50%】
イ 障がい者の方が利用する場合の介助者…【100%】
ウ 介護保険の要介護（要支援）認定者…【50%】
エ 介護保険の要介護（要支援）認定者の方が利用する場合の介助者…【100%】
オ 65歳以上の市民…【50%】
カ 子どもの施設利用時に施設が同伴を求める保護者（市民温水プールの付き添いなど）…【100%】
- (11) 輪番制の広域大会（阪神大会など）において川西市の団体が開催し施設を使用する場合…【50%】
- (12) その他市長が特別の理由があると認める場合

3-3 施設の登録団体による施設の優先利用

- ・施設の登録団体による施設の優先利用はこれまでと同様に継続して実施する。

3-4 当該基準の対象となる施設

- ・受益者負担を設定している施設（体育館、運動場、公民館の貸室など）

3-5 減免実績の公表

- ・減免を実施したものは透明性を確保するために公表する。

3-6 適用時期

- ・令和7年度から本基準を適用することとし、令和5年度、令和6年度は準備及び周知期間とする。

市税の減免に関する基準の見直しについて

1 現状と課題

現在、市税（個人市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税）では、各税目において、市長において必要があると認められるものに対して税の減免基準を定めているが、令和2年4月に「川西市財政健全化条例」が施行され、第8条において手数料及び負担金等並びに市税の減免について、別に定める基準に基づき随時見直しを行うこととされた。

市税の減免の実施については、租税負担の公平性の観点から担税力の大きさに応じてすべきものであることから、客観的に見て担税力が著しく減少している場合に行うべきである。

そこで、現在実施しているこれまでの減免措置を見直し、法令等で定めのあるもの、低所得者等の負担能力のないものへの減免を原則とし、減免のあり方について検討する。

2 見直しの方向性

- (1) 法令で定めのあるものへの減免はこれまでどおりの適用とする。
- (2) 生活困窮者、また障がい者等負担能力がないものへの減免はこれまでどおりの適用とする。
- (3) その他の減免理由について規定の整理を行い、基準を明確化する。

3 今後のスケジュール

令和5年度中に見直しを行い、令和6年4月1日から適用する。

○法人市民税

根拠条例
(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し市民税を減免する。

No.	根拠条例（各号）	今後の整理区分（案）	理由
1	(6) 前各号に掲げるものを除く外、 特別の事由 があるもの	《特別の事由》 ・法人税法第2条第5号において規定する公共法人 ・法人税法第2条第6号において規定する公益法人等 ・NPO法人のうち、法人税法第2条第13号に規定する収益事業を行わない法人（法人税が非課税の法人） ・認可地縁団体（自治会） いずれも収益事業を行う場合を除く。	・非営利型の一般社団法人・一般財団法人については、法人税法において、公益法人等と規定されているため ・NPO法人は、特定非営利活動促進法において公益法人等と規定されているため ・認可地縁団体（自治会）は、地方自治法において、公益法人等と規定されているため

○軽自動車税

根拠条例
(種別割の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

No.	根拠条例	今後の整理区分（案）	理由
2	第89条 公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。	《必要と認めるもの》 ・社会福祉法による社会福祉事業を行う経営者（収益事業を行うものを除く。）が所有または使用し、かつ、その本来の事業の用に供している軽自動車等	・軽自動車の使用が福祉の増進に寄与しており、かつ、一律の支援が必要なため

○固定資産税

根拠条例

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産の内市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

No.	根拠条例（各号）	今後の整理区分（案）	理由
3	(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)	・本市が1月1日以降に用地買収したもの ・本市に1月1日以降に寄附されたもの ・公益的活動を行う認可地縁団体、またはそれに準ずるものが、無償で公共、公益のために直接取得又は使用する固定資産	・公益のために直接使用する固定資産に含まれるため
4	(4) 前各号に掲げるものを除く外、 特別の事由 があるもの	《特別の事由》 ・公衆浴場（平成12年自治省及び厚生省通知）	・平成12年自治省及び厚生省通知あり、他に該当しないため

※都市計画税についても同様の対応とする。